

平成 31 年第 2 回公立甲賀病院組合議会臨時会 会議録

招集年月日	平成 31 年 4 月 1 日 (月)				
招集の場所	甲賀市水口町 公立甲賀病院 2 階講堂				
開会（開議）	4 月 1 日 午後 3 時 05 分			議長	森 淳
出席議員並びに欠席議員 出席 10 名 欠席 0 名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名
	1	戎脇 浩	○	6	上野 顕介
	2	田中 喜克	○	7	桑原田 美知子
	3	小西 喜代次	○	8	望月 卓
	4	竹若 茂國	○	9	森 淳
	5	橋本 恒典	○	10	植中 都
説明のために出席した者	管理者	谷畠 英吾	副管理者	岩永 裕貴	
	会計管理者	加藤 良次	代表監査委員	田中 暢太佳	
	事務局長	中尾 博志			
職務のために出席した者	院長	清水 和也	事務部長 総務課長	佐井 良昌	
	人事課長	北林 俊也	管財課長	上嶋 幸裕	
	医事課長 診療支援課長	田中 健二	総務課課長補佐	中村 敏之	
	健診センター主任	加藤 潤也			
議事次第	別紙のとおり				
会議録署名議員	4 番	竹若 茂國	5 番	橋本 恒典	

平成 31 年第 2 回公立甲賀病院組合議会
臨 時 会 議 事 日 程

平成 31 年 4 月 1 日
午後 3 時 05 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 6 号 地方独立行政法人公立甲賀病院中期計画の認可について

議事の経過

○ 開会 開議

森議長

ただいまの出席議員は10名で、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。よって、平成31年第2回公立甲賀病院組合議会臨時会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

森議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、4番、竹若茂國君、5番、橋本恒典君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

森議長

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

森議長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

案件に入ります前に管理者より挨拶がありますので、よろしくお願ひいたします。

○谷畠管理者挨拶

谷畠管理者

議長。

森議長

管理者。

谷畠管理者

本日の話題は5月からの新元号である「令和」に尽きると思っておりますけれども、それとはまた別に、本日から地方独立行政法人公立甲賀病院が出発をいたしました。県内においても桜の便りも聞かれ始めているわけでありますけれども、先ほど、議員の皆様方にもご出席を賜りながら行われました除幕式につきましては、除幕式の瞬間だけ晴れ間がのぞき、それまでは春の嵐とも言えるみぞれが

強く降り注ぐなかでの船出となつたところでもございます。

本日、公立甲賀病院組合議会議員の皆様方におかれましては、年度末市議会閉会後の、また、年度初めにかけての、大変ご多用の中を、除幕式に引き続いての本組合臨時会にご参集賜りまして、誠に有り難うございます。また、平素は、病院組合事業の運営に対しまして、格別のご理解とご協力を賜っておりますこと、この場をお借り致しまして厚く御礼申し上げる次第でございます。

さて、当組合は去る3月20日に、滋賀県指令市振第3号によりまして、平成31年4月1日付で、地方独立行政法人公立甲賀病院の設立認可を滋賀県知事から受けたところでございます。

これを受けまして、本日から地方独立行政法人公立甲賀病院が設立されたということでありまして、午後1時から法人理事会が開催されたところでございます。

地方独立行政法人の準備期間におきましては、議員の皆様方に特段のご支援とご協力を賜りましたこと、重ね重ね、厚く御礼申し上げる次第でございます。

遡りますこと、平成30年10月の病院組合定例会におきまして、中期目標案を可決頂きました後、病院組合から法人となります

病院に対しまして、この中期目標を病院組合管理者から、法人理事長となる病院長に対して指示させて頂いたところでございます。

その後、病院側では中期目標を基にしながら、中期計画案を作成し、各関係者との協議を経た内容を去る3月12日の議会議員全員協議会におきまして、組合事務局から概要の説明をさせて頂いたところでございます。

のことによりまして、新年度からの公立甲賀病院は地方独立行政法人として、両市からの中期目標実現に向けた中期計画及び年度計画の達成に邁進していくことになったところでございます。

つきましては、公立甲賀病院が今後において、益々、甲賀保健医療圏域の中核的な役割を担える病院として、更なる充実を図ることで、経営基盤が強固となりますように、引き続き議員各位のご支援、ご協力をお願いを申し上げたいと思います。なお、本日の臨時会に際しましては地方独立行政法人化に伴います中期計画議案1件のご審議をお願い申し上げたいと思っておりますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げ、議会招集にあたりましての、ご挨拶と致します。どうかよろしくお願い申し上げます。

森議長	日程第3、議案第6号「地方独立行政法人公立甲賀病院中期計画の認可について」の件を議題といたします。
谷畑管理者	本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。
森議長	議長。
谷畑管理者	議案第6号「地方独立行政法人公立甲賀病院中期計画の認可について」の提案理由を申し上げます。
	地方独立行政法人法第25条に基づき、昨年10月の本組合議会定例会にて中期目標を議決いただきましたことを受けまして、当該中期目標を病院に指示したところであります。
	またその後、病院で当該中期計画案を作成し、また昨年11月に実施いたしました地方独立行政法人公立甲賀病院評価委員会にて、当該計画についてご意見をいただいたところであります。
	それらを受けまして、本日、法人登記後、理事会にて中期計画が承認され、設立団体に提出をされたところでございます。
	つきましては、地方独立行政法人法第83条第3項の規定により、認可するにあたり議会の議決をお願いするものでございます。
	よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
森議長	提案理由の説明が終わりました。本件についての詳細説明を求めます。
事務局	議長。
森議長	事務局。
中尾事務局長	中期計画案の事務局説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。
	中期計画は、地方独立行政法人法第26条の規定により、設立団体の長が定めた中期目標を達成する為に法人が作成するものであります。
	中期計画には中期目標と同様に記載すべき事項が法により定められております。
	1番目に「住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、2番目に「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、3番目に「予算、収支計画及び資金計画」、4番目に「短期借入金の限度額」、4の2番目に「出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画」、5番目に「前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画」、6番目に「剰余金の使途」、7番目に「その他設立団体の規則で定

める業務運営に関する事項」で構成されております。

各項目に記載されている内容ですが、中期目標に記載されている指示事項に対し、病院の現状を踏まえ、今後取り組むべき諸施策を具体的に記述しております。又、目標指標として、当圏域の中核病院として果たすべき機能や健全経営へ向けての達成目標となる指標を定めております。今後は、評価委員会や正副管理者から目標指標の達成状況が問われることとなります。

まず、医療機能に関する目標指標につきましては、議案の2ページをご覧いただければと思います。2ページのがんに関するものとして「がん手術件数」、「化学療法件数」、「放射線治療件数」を、3ページの救急医療に関するものとしては、甲賀広域行政組合消防本部から当院へ受け入れ要請のありました救急搬送件数の内、当院が受け入れた件数の割合である「救急搬送受入率」を、4ページの地域医療支援病院としての役割に関するものとしては、地域医療機関との役割分担推進や地域医療の質向上を表すものとして「紹介率」、「逆紹介率」、「地域医療機関向け研修実施回数」を設定しております。

又、6ページには、両市民の健康維持に貢献していくため、「人間ドック受診者数」、「その他健診受診者数」を、7ページには両市民に選ばれ、満足していただける病院であるために「感謝の件数」を、同ページには、当医療圏域の中核病院としての役割を果たし、安全で安心な医療を安定的に提供できるよう、「医師数」、「看護師数」、「看護職員離職率」を設定しております。

10ページには、効率的で安定的な運営を達成する為の経営指標として、収入確保面では「平均在院日数」、「新入院患者数」、「病床利用率」、「入院診療単価」、「外来患者数」、「外来診療単価」、「窓口未収金発生率」を、支出抑制面では「給与費比率」、「材料費比率」、「経費比率」、「後発医薬品導入率」を、又、最終的に経営状況を判断する指標としまして「経常収支比率」、「医業収支比率」を設定しております。

11ページには、4年間の入件費2百29億5千4百万円を含む予算の総額が記載しております。

次に、12ページの収支計画では、滋賀県知事からの設立認可に当たり、中期目標期間4年間での黒字化が求められておりました。4年間トータルでの収支は、表の最下段、総利益7百万円の計画としております。

13ページの短期借入金の限度額10億円は大規模災害等、偶発的な出費への対応に備えたものであります。

同ページの重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとする計画はございません。

14ページの剩余金の使途につきまして、決算において剩余金が生じた場合は、病院施設の整備や医療機器の購入に充てることとしています。

同ページ、その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項につきまして、医療機器整備、施設等整備 11億6千5百万円は、中期目標期間の4年間に購入を予定している医療機器等の予定額を定めております。

同ページ、中期目標を超える債務負担について、移行前地方債償還債務では、独法化前の地方債償還債務の89億8千4百万円の内、20億4千6百万円を4年間に返済する計画であります。

同ページ、長期借入金償還債務では、中期目標期間に新たに長期借入申請する予定額に対し、1億7百万円を同期間に内に返済する計画であります。

法人は、この中期計画の他に年度計画を作成し、理事長のリーダーシップのもと、法人化のメリットであります自律性、自主性を最大限に發揮し、質の高い医療の提供と効率的な運営を目指すことになります。

病院組合としましては、正副管理者によって、法第28条に基づき評価委員会の意見を参考に各事業年度における業務の実績評価等を行い、その評価結果は、毎年9月の定例議会に報告させていただきます。

法人が、これら評価結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に反映させることにより、継続的な業務改善が実施され、中期目標の達成に繋がっていくことが期待されます。

以上が、目標指標を中心とした中期計画案の説明とさせていただきます。

提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本組合議会は質疑の事前通告制をとっております。

今回は質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

森議長

森議長

森議長

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○ 閉会

森議長

お諮りします。

本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により閉会いたしたいと思いま
す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

森議長

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は閉会することに決しました。

以上で平成31年第2回公立甲賀病院組合議会臨時会は閉会いた
します。ありがとうございました。

(4月1日午後3時30分閉会)

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名
する。

議長

森淳

署名議員

竹若茂國

署名議員

鴨本恒典